



パソコン準備のお願い

群馬県立高校・県立中等教育学校(後期課程)では、生徒の皆さんが自分に合ったパソコンを使うことで、様々な場面でICTを活用し、未来を切り拓く力を身に付けることを目的に、自分のパソコンを学校に持ち込むBYOD*を導入しています。以下をご覧ください、パソコンの準備にご理解・ご協力をお願いします。

*BYOD(BringYourOwnDevice): 会社や学校等で従業員や学生が、個人で所有する端末を利用すること。

1

必要なパソコンの確認

- 学校では、Windows、Chromebook、iPad(キーボード付き)、Macbookが使えます。
- 各学校で、推奨するOSを発表しています。



高北では推奨OSの指定はありません

- スマートフォンは、1人1台端末として、利用できません。

2

パソコンの準備

- お好きな店やECサイト等で、購入してください。
- 群馬県と協定した事業者(株式会社ヤマダデンキ)が、推奨機種を販売します。



販売サイトはこちら

(支援金を判断し、購入サイトへリンクします)



- 自宅で使用しているノートパソコンを、学校で使用しても差し支えありません。
- 希望者には卒業生が使っていたChromebookを貸出します。(入学後に学校から案内予定)

3

初期設定

- 学校にパソコンを持っていく前に、初期設定をしてください。



Windows	<ul style="list-style-type: none"> • Windowsのログインまで、自分で行ってください。 • Microsoftアカウントは、個人で取得してください。
Chromebook	<ul style="list-style-type: none"> • 特に準備は必要ありません。
iPad,Mac	<ul style="list-style-type: none"> • iPad,Macログインまで、自分で行ってください。 • Apple IDは、個人で取得してください。

- 個人のアカウントで、パソコンを使っても差し支えありません。
- OSをアップデートして、最新版にしてください。
- Windows・Macの場合、セキュリティソフト(Microsoft defender等を含む)を使うなどセキュリティ対策をしてください。

4

学校に持参

- 学校の案内に従い、パソコンを持参してください。
- 学校では、校内Wi-FiとGoogle Workspaceのアカウントを貸与します。
- Microsoft 365(Microsoft Office含む)も利用できます。



<PC購入支援金>

経済的に余裕のない世帯には、購入支援金の制度があります。詳細は裏面をご確認ください。

【お問い合わせ】

群馬県 教育委員会 高校教育課

群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL: 027-226-4645、4647、4649



群馬県立高等学校等1人1台端末購入支援金

所得が一定の基準に該当する世帯に対して、経済的な負担軽減を図るため、端末購入に当たっての支援金を給付します。

(令和6年3月18日の県議会の議決をもって確定します。)

1. 対象者・補助率

- (1) 生活保護受給世帯 ⇒ **10/10**
- (2) 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯【年収目安270万円未満】 ⇒ **10/10**
- (3) 保護者全員の「市町村民税所得割の課税標準額×6%－調整控除額」の合計が51,300円未満の世帯【年収目安350万円未満】 ⇒ **2/3**

※【年収目安】は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の子供がいる給与収入のみの場合の目安であり、家族構成等により対象となる年収は変わるのでご注意ください。

※ 災害・失職等により収入が激減した世帯は、家計急変の申立てをすることで、上記に相当すると認める場合があります(書類提出及び個別審査あり)。

2. 補助対象端末上限価格・対象経費

補助対象端末上限価格：**65,000円**
対象経費：**端末本体＋保障**

※ 端末本体にキーボードが付属していない場合、別売りのキーボードも対象です。

3. 手続方法

・マイナンバーカードを活用することで、手続きが**オンライン上で完結**します。

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合・・・

指定様式に、以下の必要書類を添えて、各学校の事務室へ提出してください。

- 1- (1) に該当する方 → 生活保護受給証明書
- 1- (2) 又は 1- (3) に該当する方 → 保護者全員の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書等(調整控除額及び扶養親族等が記載されているものに限る)

・購入方法により、**手続のタイミング**が異なります。

① 協定事業者(株)ヤマダデンキから購入

支援金相当額を差し引いた価格で購入いただけますので、**端末購入前**にお手続きください。審査後、専用のECサイトをご案内します。

② 協定事業者以外から購入

端末購入後に、領収書等及び通帳等の写しを用意し、お手続きください。審査後、支援金を振込みます。

3月25日(月)
受付開始

全ての手続きは、こちらのサイトから
<https://forms.office.com/r/eL8AAJMGjg>

